

平成28年度補正 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

実施状況報告書〔Q&A〕 (平成29年度実績)

	質 問	回 答
1	事業実施者となっている法人の決算が9月のため、7月までに報告書を提出できません。どうすれば良いですか？	決算終了後に速やかに報告書を提出してください。
2	個人が事業実施者であって、本人の漁業による給与所得は、漁労支出に計上するのでしょうか？	事業実施者（個人）の漁業による給与所得分は、漁労収入に含まれますので、漁労支出には計上しないでください。
3	向上割合10%アップの目標となっていれば、赤字でも良いでしょうか？	基準年が赤字の場合もあるでしょう。本事業において5年目の目標が赤字のままであることは認めていません。必ず、5年目には黒字になるよう設定してください。
4	漁業グループでのKPIを作成しましたが、1人引退しました。その結果、目標達成ができませんでした。この際、その人の実績分を引いたKPIの基準年と目標を策定し直すのでしょうか？	K P I の当初計画に関しては、原則として変更はできません。このため、当初の計画に対し、外れた人が〇名〇〇万円分の目標分が除外されているなどの報告を「実績が目標を下回った理由」の中に毎年記載してください。
5	1年目で向上割合10%以上アップしましたが、来年度以降も報告の義務がありますか？	導入後5年目になる前に向上割合10%以上のアップを達成したとしても5年間の報告は必要です。〈水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）第6条の4項〉
6	取組を行った漁業者が法人化しましたが、計画作成時の個人のKPIしかありません。この場合の報告はどのように計算すればよろしいでしょうか？	実施計画と明確に比較できる形で、KPIの達成状況を報告していただく必要があります。詳細は漁安協までご相談ください。
7	報告する数字について、税務申告書と同じにしようとすると減価償却費を含み計画作成時の数字と異なってしまいますが、どうすればよろしいですか。	税務申告書と異なる内容（内訳）を明確に説明が出来れば、必ずしも申告書と同じである必要はありません。とくに、本事業では法人の場合には償却前利益について報告することを求めており、これは経常利益と減価償却費の合計額となっています。

※その他、取組の目標(KPI)の策定内容に矛盾や疑問がある場合は、漁安協から確認及び修正の指示連絡をします。